

## 平成25年度第4回青森市指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 対象施設 青森市浪岡中央公民館
- 2 開催日時 平成25年11月18日(月) 9:00~9:45
- 3 開催場所 青森市役所第3庁舎1階会議室A
- 4 出席者

- (1) 選定評価委員
- |      |                      |
|------|----------------------|
| 委員長  | 相馬 紳一郎(市長公室次長)       |
| 副委員長 | 鈴木 裕司(総務部次長)         |
| 委員   | 増田 一(企画財政部次長)        |
| 委員   | 木村 敏幸(環境部理事)         |
| 委員   | 貝森 敦子(健康福祉部次長)       |
| 委員   | 池田 享誉(青森公立大学准教授)     |
| 委員   | 西村 晴夫(東北税理士会青森支部税理士) |

- (2) 施設所管課(事務局)浪岡教育事務所
- |        |        |
|--------|--------|
| 所長     | 平田 公成  |
| 教育課 主幹 | 山内 秀範  |
| 主査     | 斉藤 弘子  |
| 主事     | 竹ヶ原 亜希 |

- (3) 制度所管課
- |          |       |
|----------|-------|
| 市民政策課 主幹 | 福島 清裕 |
| 主事       | 田中 浩司 |

- 5 議題 指定管理者制度導入の適否(募集形態)に係る審査  
募集要項等に係る審査

### 6 会議概要

配布資料に基づき、事務局(教育課)より、募集形態について再審議を依頼した経緯及び募集要項・仕様書・選定基準・責任区分等を説明。

#### (1) 審議結果

募集形態を非公募とすること、また、募集要項等については、指摘された事項を修正した上で募集に当たること、全委員異議無く全会一致で了承された。

#### (2) 主な質疑内容

##### 募集形態の審議

委員：参考までに確認であるが、青森市中央市民センターの運営形態は何か。

事務局：直営である。

委員：事務局は、現指定管理者の構成団体に変更となり、青森地区にある市民センターと同様の体制となったため非公募にしたい、ということか。

事務局：はい。

委員：今年の5月時点では、現指定管理者「浪岡生涯学習施設管理運営協議会」(以下「協議会」という。)の構成団体は、指定管理者制度導入時の平成19年度当時

と同じであったが、その後、地域を拠点として活動する団体から成る協議会に変更になったということか。

事務局：構成団体の変更になり、結果として協議会の役員が変更になった。

委員：事務局として協議会から変更に係る連絡は受けているか。

事務局：協議会から 10 月に構成団体、役員等が変更になった旨の報告を受けている。

#### 募集要項の審議

委員：現在建設中の新施設では、他の市民センターと比べて特筆すべき点はあるか。

事務局：現施設では別棟としていた屋内グラウンドを、公民館部分と同じ建物の中に整備することとした。新施設は、市民図書館と連携して図書活動を展開する拠点としている。

委員：管理運営経費の積算資料が会議資料にあるが、過年度の分は現施設に関わる実績であり、新施設に対する参考資料という扱いでよろしいか。

事務局：新施設の運営経費の実績がないため、参考見積書等を元に積算したところである。

委員：指定管理者制度導入の目的のひとつである「効率性」を意識すると、現在募集要項で提示している基準額に不安がある。実績が全くない施設の基準額を積算する上で、事務局が集めた資料等を基に市が基準額を設定した、ということになるが、妥当性についても判断が難しい。このため、本来は「指定管理者制度導入基本方針」に基づき指定期間を 4 年半とすべきであるが、まずは実績を把握することを主眼に置き、指定期間を短くすることはできないか。

事務局：光熱水費・燃料費同様、保守点検委託料についても精算対象とすることで対応できるのではないかと考えている。

委員：市や他の指定管理者導入施設で行っているように、入札による契約を行うなどの経費の節減を図る工夫を指定管理者が行わないと、対応できるとは言にくいのでは。

委員：手続き上の確認であるが、毎年締結する覚書で規定する単年度の契約額を、前年度までの実績を元に変更することは可能か。

市民政策課：協議が整えば可能である。

事務局：施設に雇用される業務員の雇用の安定性を考えると、指定期間は極力長い期間とすることが望ましい。また、指定期間を長くすることで、長期継続契約による節減効果が期待できる。

委員長：それでは、「指定期間が長期であれば雇用される業務員の身分の安定にもつながること」、「競争原理が働く入札により契約を行うこと」を考慮し、4 年半の指定期間とすることでどうか。

委員：異議なし。

委員：市と指定管理者との責任分担について確認であるが、他の市民センターと同様の内容であるか。また、応募する団体は、この内容を理解して応募することになることでよろしいか。

事務局：基本的な内容としては同じである。応募団体は、この内容を了承して応募することになる。

委員：仕様書内に使用料の改正に関する記述があるが、誤解のないような表現を工夫されたい。

事務局：表現等を改めることとする。